

鳥取市補助金カルテ

NO.	211	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8302
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市ふるさと村推進事業費補助金				
概要	トットリ・アフトピア協会が行う鳥取ふるさと宅配便の発送やPR等の事業に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H16	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費	
歳出事業名	麒麟のまちうまいもん販路拡大事業費					
R 7 予算	400千円					
R 7 予算 積算根拠	鳥取ふるさと宅配便に係る対象経費 400千円×10/10					
補助率・補助額		10分の10			上限額	設定なし
特定財源	国費					

過去実績	件数	決算額 (千円)
R 6 (見込)	1	500
R 5	1	500
R 4	1	430
R 3	1	420

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	トットリ・アフトピア協会				
交付要件	トットリ・アフトピア協会が行う鳥取ふるさと宅配便の発送、PR等の事業				
対象経費	鳥取ふるさと宅配便の発送、PR等の事業に要する経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				4
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5・2-6・2-7 補助率及び上限額の設定はないものの、例年総事業費の1～2割程度の補助率となっている。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-2 トットリ・アフトピア協会規約に則り、鳥取市農政企画課内に事務局を置いている。

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	補助金交付要綱の見直しにより補助上限額の設定を行う。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	212	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8302
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	農業経営基盤強化資金（スーパーL）利子補給金				
概要	認定農業者を対象とした農業経営基盤強化資金の利子負担分を補助。				
補助金区分	借入金の利子等償還に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H7	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業総務費	
歳出事業名	農業経営基盤強化資金（スーパーL）利子補給金					
R7予算	26千円					
R7予算 積算根拠	利子補給金 26千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	33
				R5	2	39
				R4	2	47
				R3	4	68
補助率・補助額	借入時期による			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	平成23年度以前に農業経営基盤強化資金を借り入れた認定農業者
対象経費	農業経営基盤強化資金（スーパーL）の利子
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	日本政策金融公庫が作成する証憑書類による

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	×
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 令和10年度に事業完了。 2-9 認定農業者が貸付けを受けた農業経営基盤強化資金についての利子を補助することを目的とするため、効果目標を定めていない。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	令和10年度に補助対象事業終了予定。

鳥取市補助金カルテ

NO.	213	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8305
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	とっとり農業体験事業補助金				
概要	農業体験に係る研修費用を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H21	終期	R8年度末で廃止		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業総務費	
歳出事業名	新規就農推進事業費					
R 7 予算	8,544千円					
R 7 予算 積算根拠	・ 滞在経費助成 100千円×12か月×4人 ・ 住宅手当 (16千円+46千円+50千円)×12か月 ・ 体験者受入助成 50千円×12か月×4人			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	6	7,944
				R 5	0	0
				R 4	3	4,920
				R 3	2	1,715
補助率・補助額		滞在経費月100千円、住宅手当月50千円		上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人、農業体験受入先
交付要件	とっとり農業体験事業：18歳から60歳であること。鳥取市新規就農者技術習得支援施設で一定の期間研修を受けていること。農業体験を行う品目と同種の品目を親が鳥取県内で経営していないこと。鳥取市内で就農定住を目指すこと。等
対象経費	研修にかかわる費用
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	×
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	4
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-3 生活費等の滞在経費や研修受入農家の費用を想定して定額で給付しているため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	214	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8305
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	一般財団法人鳥取市農業公社運営事業費補助金				
概要	一般社団法人鳥取市農業公社の運営費補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H21	終期	R8年度までに効果検証のうえ継続の有無を検討		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業総務費	
歳出事業名	農業公社運営事業補助金					
R 7 予算	9,476千円					
R 7 予算 積算根拠	・事務局事業 4,396千円 ・農地中間管理事業 1,800千円 ・農地保全事業 3,280千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	1	9,476
				R 5	1	9,476
				R 4	1	9,476
				R 3	1	9,476
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	一般財団法人鳥取市農業公社				
交付要件	一般財団法人鳥取市農業公社				
対象経費	補助金交付要綱に定める経費のうち、人件費その他の市長が特に認める経費を対象とする。				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の事業実施内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	22.6%
繰越金の有無	有

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	○	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				5
評価対象項目数				15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-4 農地中間管理事業など市が実施すべき事業を担っているため人件費を補助している。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	人件費を負担しているため、交付額は同額としている。

評価／担当課	今後見直しを検討
今後の具体的な改善方針	公社の自主財源を確保するための新たな事業に取り組むよう働きかけていく。
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助対象経費に人件費が含まれている、補助率が1/2以上である。

鳥取市補助金カルテ

NO.	215	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市果樹等安定生産支援事業補助金				
概要	大豆作付け農家や果樹(梨・柿・ぶどう等)農家の経営安定を図るため、農家が加入する共済掛金等に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費	
歳出事業名	果樹等安定生産支援事業費補助金					
R 7 予算	330千円					
R 7 予算 積算根拠	・ 果樹 3,000千円×1/10 ・ 大豆 300千円×1/10			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	3	970
				R 5	3	1,609
				R 4	3	1,087
				R 3	3	1,371
補助率・補助額	1/10ほか			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取県農業共済組合
交付要件	果樹共済、畑作物共済、収入保険にかかる農業者負担経費の一部助成
対象経費	果樹共済、畑作物共済、収入保険にかかる農業者負担経費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の事業実施内容が判別できる資料や領収書等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	×
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	×
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	216	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市鳥取梨生産振興事業費補助金				
概要	梨の生産振興に必要な資材、果樹園整備、機械導入等に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H26	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費	
歳出事業名	果樹振興対策事業費					
R7予算	9,366千円					
R7予算 積算根拠	・新甘泉等特別対策 5,559千円 大 3,807千円 ・ジョイント栽培拡			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	7	8,259
				R5	8	5,498
				R4	7	12,432
				R3	12	11,185
補助率・補助額	2分の1、3分の2			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人、法人				
交付要件	農業協同組合、生産組織、鳥取県農業農村担い手育成機構、認定農業者、産地計画に定められた者				
対象経費	果樹園整備に係る経費等				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の事業実施内容が判別できる資料や領収書等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 県補助要綱により補助率が1/2以上定められているため。 2-7 県要綱により上限が定められていないため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	217	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8305
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市ともに目指す！担い手強化支援事業費補助金				
概要	意欲のある農業者等が行う生産額や経営規模の拡大、低コスト化等を目指すプランの実現に必要な機械や施設の整備に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	R6	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費
歳出事業名	ともに目指す担い手強化支援事業費（重点支援地方交付金）				
R 7 予算	29,064千円				
R 7 予算 積算根拠	・パイプハウス、井戸等 12,100千円×1/2（上限6,000千円） ・トラクター、田植機 22,128千円×1/2 ・パイプハウス、トラクター等 24,319千円×1/2（上限12,000千円）				
補助率・補助額	県1/3、市1/6				
特定財源	県費				

過去実績	件数	決算額 (千円)
R 6 (見込)	4	10,671
R 5	4	15,642
R 4	3	23,430
R 3	1	1,918
上限額	48,000千円	

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった事業者
交付要件	ともに目指す！担い手強化支援事業実施要領（令和6年3月22日付第202400001327号鳥取県農林水産部長通知）2の（1）に掲げるもののいずれかに該当するもので6の（2）に基づいて認定されたプランにおいて県が支援すべきものと位置づけた事業を実施する者。
対象経費	認定プランに沿って行う、農業分野（特用林産物を含む。）畜産分野（養豚又は養鶏）及び耕畜連携に関する機械施設整備等に要する経費。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	218	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	麒麟のまちうまいもん販路拡大事業費補助金				
概要	農業者や農業者団体等が県外で行う販路開拓や知名度向上、消費者ニーズの把握に係る経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104、2204）農林水産業の成長産業化、自治体間連携の推進				
創設年度	H27	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費	
歳出事業名	麒麟のまちうまいもん販路拡大事業費					
R7予算	500千円					
R7予算 積算根拠	上限額50千円×10件			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	4	200
				R5	4	160
				R4	5	116
				R3	1	46
補助率・補助額	2分の1			上限額	50千円	
特定財源	国費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人、法人、生産組織
交付要件	鳥取市内に住所を有する農業者、農業法人、農業者団体等で構成する任意組織
対象経費	鳥取県外で行う販路開拓、販路拡大、知名度向上、消費者ニーズの把握に係る経費（旅費、消耗品費、燃料費、使用料、配送料、借上料、印刷製本費）
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				1
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	219	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市米穀品質向上対策支援事業補助金				
概要	鳥取いなば農業協同組合が、米、麦、大豆その他の米穀類の品質安定化を目的とした生産拠点の施設又は機械・設備を整備に要する経費を補助。				
補助金区分	施設整備事業に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	R2	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費	
歳出事業名	米穀品質向上対策支援事業補助金					
R7予算	16,620千円					
R7予算 積算根拠	・鳥取CE 事務室側屋根改修 26,400千円×1/3、事務室側 屋根改修 6,400千円×1/3 ・倉田倉庫 冷凍機更新 15,160千円×1/3 ・鳥取育苗C 苗箱洗浄機 179千円× 1/3 ・河原育苗C 苗箱洗浄機 179千円×1/3 ・湖山倉 庫 LED照明工事 640千円×1/3 ・河原RC フレコン架 台 450千円×1/3 ・国府RC フレコン架台 450千円×1/3			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	10	14,788
				R5	5	15,091
				R4	4	13,928
				R3	4	13,474
補助率・補助額	3分の1			上限額	10,000千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取いなば農業協同組合
交付要件	鳥取いなば農業協同組合
対象経費	米穀の生産・集出荷に必要な施設及び機械・設備の整備
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の事業実施内容が判別できる資料や領収書等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	220	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市畜産振興対策事業費補助金				
概要	良質の家畜の育成及び販売促進に向け、畜産農家等の放牧料や餌代等の経費に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H19	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	畜産業費	
歳出事業名	畜産振興対策事業費					
R7予算	5,447千円					
R7予算 積算根拠	・放牧奨励事業 放牧料支援（肉用牛） 860円×100頭×365日×1/10 ・肥育牛素牛安定導入対策事業 素牛購入に係る年間利息 6,125千円×1/6 ・畜産経営体質強化対策事業 85,882円/t（R6）-60,150円/t（H23～R2）×1,000t×1/20			過去実績	件数	決算額 （千円）
				R6 （見込）	1	4,882
				R5	1	3,492
				R4	1	4,092
				R3	1	3,292
補助率・補助額	6分の1、10分の1、20分の1			上限額	5,000千円	
特定財源	なし（一般財源、基金繰入のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取いなば農業協同組合
交付要件	本市で畜産事業を営むもの
対象経費	肉用牛又は乳用牛を公共放牧場へ放牧する際に要する経費等。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	221	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市和牛振興計画推進事業費補助金				
概要	畜産経営体質の強化と和牛ブランド力のアップに向け、優良繁殖雌牛導入及び増頭のための牛舎改修等の経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	R3	終期	R8年度末で廃止		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	畜産業費															
歳出事業名	和牛再生促進事業費																			
R7予算	1,292千円																			
R7予算 積算根拠	(外部導入 800千円×4頭+自家保留 546千円×4頭)×1/2 - 国奨励金1,400千円				<table><tr><th>過去実績</th><th>件数</th><th>決算額 (千円)</th></tr><tr><td>R6 (見込)</td><td>1</td><td>0</td></tr><tr><td>R5</td><td>1</td><td>2,982</td></tr><tr><td>R4</td><td>1</td><td>3,133</td></tr><tr><td>R3</td><td>1</td><td>4,457</td></tr></table>	過去実績	件数	決算額 (千円)	R6 (見込)	1	0	R5	1	2,982	R4	1	3,133	R3	1	4,457
過去実績	件数	決算額 (千円)																		
R6 (見込)	1	0																		
R5	1	2,982																		
R4	1	3,133																		
R3	1	4,457																		
補助率・補助額	2分の1				上限額 150千円															
特定財源	県費																			

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取いなば農業協同組合
交付要件	鳥取市内の畜産農家、法人
対象経費	増頭のために必要な和牛繁殖雌牛の購入（農協が購入して畜産農家及び法人に貸与するものも含む。）又は自家保留に要する経費、増頭のために購入、借用する空き牛舎の改修（新たに設置するものは除く）又は既存牛舎等の増改築（現在使用中の牛房は除く）に要する経費。
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	222	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市鳥取地どりブランド生産拡大支援事業費補助金				
概要	鳥取地どりブランドの品質向上と安定生産を図るため、施設の改修及び食鳥処理等に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H22	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	畜産業費
歳出事業名	鳥取地どりブランド生産拡大支援事業費補助金				
R7予算	5,568千円				
R7予算 積算根拠	・人材育成 4,994千円×1/3 ・啓発宣伝 1,915千円×1/3 ・施設整備 19,600千円×1/6				過去実績
					件数
					決算額 (千円)
					R6 (見込)
					R5
					R4
					R3
補助率・補助額	3分の1、6分の1				上限額
					設定なし
特定財源	なし（一般財源、基金繰入のみ）				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人、法人
交付要件	鳥取地どりの生産を開始又は規模拡大する農業者等
対象経費	鳥取地どりの増羽及び増羽に向け た人材確保のために必要な施設及 び機械等に係る以下の経費、鳥取地どり販売促進のために係る経費、食鳥処理技術を備えた人材確保の ための経費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				1
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	223	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8305
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市農地集積・集約化等対策事業費補助金				
概要	担い手の確保や経営体への農地集積の推進に向け、地域集積協力金、集約化奨励金を交付。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H24	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業構造改善事業費	
歳出事業名	農地集積等対策事業費					
R7予算	2,320千円					
R7予算 積算根拠	集積面積10ha×交付単価16千円/10a 集積面積2ha×交付単価22千円/10a 集積面積1ha×交付単価28千円/10a			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	7	1,753
				R5	5	676
				R4	4	262
				R3	11	455
補助率・補助額	28,000円/10a 等			上限額	設定なし	
特定財源	国費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった認定農業者、地域
交付要件	国交付要綱に定める交付要件を満たす集落を対象に交付。 主な交付要件：当該年度に新規に担い手に貸し付けた農地の面積が一定以上となること。 (集落の農地面積の15%以上等)
対象経費	農地貸借面積
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	農地台帳により貸借状況を確認。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	×
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				5
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-3 農地台帳で確認している。 2-5～2-7 集積した面積に応じた単価で算出している。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	224	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8305
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市農業再生協議会運営費交付金				
概要	経営所得安定対策推進事業の実施に必要な経費のうち、鳥取市農業再生協議会が行う推進活動等に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H17	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業構造改善事業費		
歳出事業名	農業振興団体活動支援事業費						
R7予算	93千円						
R7予算 積算根拠	対象経費 93千円×10/10				過去実績	件数	決算額 (千円)
					R6 (見込)	1	30
					R5	1	24
					R4	1	30
					R3	1	15
補助率・補助額	10分の10				上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市農業再生協議会（担い手部会）
交付要件	経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知）による地域農業再生協議会である鳥取市農業再生協議会とする。
対象経費	会議、研修等活動費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				6
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-2 農業再生協議会は市及び農業関係団体等で構成しており、市が事務局を担っている。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上である。特定団体への同額交付が複数年続いている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	225	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8302
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	大規模飼料作経営基盤強化対策事業費補助金				
概要	牧草営農組合が実施する農地更新作業（除草・耕耘・施肥・播種）に要する経費を補助する。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H29	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業構造改善事業費	
歳出事業名	大規模飼料作経営基盤強化対策事業費					
R 7 予算	3,100千円					
R 7 予算 積算根拠	・ 牧草地造成(1.3ha) 1,100千円(県1/2、市1/2) ・ 堆肥投入及び多年生牧草播種(2.0ha) 2,000千円(県1/2、市1/2)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	2	1,300
				R 5	4	7,954
				R 4	1	7,112
				R 3	0	0
補助率・補助額		10分の10		上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	湖山町瀬地区営農組合、西桂見地区営農組合、三津牧草生産組合、福井牧草生産組合				
交付要件	補助対象事業を行う営農組織				
対象経費	牧草更新費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				2
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 平成24年度の湖山池の汽水化に伴い、水稻作営農を畑作営農等へ転換した湖山池周辺農業者に対し、県と連携して補助を行っている。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	226	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市主要園芸品目生産振興事業				
概要	JAや農業法人、生産組織等が実施する中山間地域への園芸品目導入に係る機械・資材等の導入に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H27	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費	
歳出事業名	園芸産地活力増進事業費					
R7予算	1,050千円					
R7予算 積算根拠	発展・成長タイプ 2,100千円×1/2			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	4	8,700
				R5	1	1,313
				R4	2	1,180
				R3	4	9,574
補助率・補助額	2分の1			上限額	30,000千円	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった法人等
交付要件	生産組織、農業法人、市町村農業公社等
対象経費	中山間地等で、地域を活かした特産物を育成する試行的な取り組み等
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	227	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥の農場新商品開発コラボチャレンジ支援事業補助金				
概要	舞台公演とあわせて開催されるマルシェ等で販売する地元農産物や、地域資源、観光資源を活用した新商品の開発に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104, 2204）農林水産業の成長産業化、自治体間連携の推進				
創設年度	R5	終期	R7年度末で廃止		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費	
歳出事業名	鳥の農場文化交流創造事業費					
R 7 予算	1,000千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 7 予算 積算根拠	200千円×5件＝1,000千円			R 6 (見込)	1	1,000
				R 5	1	500
				R 4	0	0
				R 3	0	0
				補助率・補助額		
特定財源	国費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	NPO法人いんしゅう鹿野まちづくり協議会				
交付要件	継続的な製造及び販売を目的として、市内の地域資源及び観光資源を活用した新商品の開発が可能な事業者				
対象経費	原材料費、施策開発費、機械装置・工具器具費、委託費、市場開拓費、広告宣伝・販促資材費、その他経費				
精算方法	要綱第10条第4項の規定による				
実績確認	実績報告書に領収書等添付させ、確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	R7年度末で廃止

鳥取市補助金カルテ

NO.	228	担当課	農政企画課	外線	0857308305
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業補助金				
概要	認定農業者や集落営農組織等が実施する農作業及び農業経営の効率化を図るためのICTやロボット技術を活用した機械及び設備の導入等に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	R3	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費	
歳出事業名	鳥取市農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業費					
R 7 予算	13,350千円					
R 7 予算 積算根拠	交付対象者 6 経営体 ・ドローン 3,600千円×1/2 ・直進アシスト付田植機 7,800千円×1/2 ・直進アシスト付トラクター 9,200千円×1/2 ・自動灌水制御装置 2,100千円×1/2 ・ドローン 3,600千円×1/2 ・環境モニタリング装置 400千円×1/2			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	2	8,613
				R 5	5	22,018
				R 4	9	22,182
				R 3	5	13,022
補助率・補助額		2分の1		上限額	21,000千円	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった農業経営体（認定農業者、集落営農組織等）
交付要件	・生産管理システムを導入すること。 ・農業機械の導入にあたっては、過剰となるような機械導入でないこと。
対象経費	スマート農業機械及び設備の整備等に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				1
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	229	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市新たな園芸品目育成事業費補助金				
概要	新たな園芸品目等により地域の特性を活かした特産物の育成や、県育成イチゴ品種の単収・品質の向上及び生産基盤強化に必要な機械、施設等の整備に向けた取組に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	R7	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費		
歳出事業名	鳥取市戦略的園芸品目（イチゴ「とっておき」）総合対策						
R 7 予算	1,764千円						
R 7 予算 積算根拠	・ 六反田 735千円×1/2(県1/3、市1/6)				過去実績	件数	決算額 (千円)
	・ 賀露町 1,192千円×1/2(県1/3、市1/6)				R 6 (見込)	2	736
	・ 賀露町 1,600千円×1/2(県1/3、市1/6)				R 5	2	684
					R 4	3	1,073
					R 3	4	11,119
補助率・補助額		2分の1			上限額	設定なし	
特定財源	県費						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった農業者				
交付要件	生産組織、農業法人、JA、農業者等 （認定新規就農者は除く。） ※生産組織は、2戸以上の販売農家とする。				
対象経費	新たな園芸品目等の試作に要する経費、地域で振興する園芸品目等の生産体制づくり、定着・規模拡大などを行う新たな取組に必要な経費、イチゴ品種「とっておき」又は「堅しろ」の栽培に用いる機器・施設設備等の導入に要する経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				1
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	230	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8302
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	湖山池周辺農業振興対策事業費補助金				
概要	湖山池周辺地域の水稲作から畑作営農へ転換する農業者で組織する集落営農組織が行う、飼料作導入を行った水田の牧草更新に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H24	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業構造改善事業費	
歳出事業名	湖山池周辺農地営農支援対策事業費					
R7予算	900千円					
R7予算 積算根拠	農地排水不良対策 900千円(県1/2、市1/2)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	3	900
				R5	0	0
				R4	0	0
				R3	3	1,444
補助率・補助額	10分の10以内			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	湖山池周辺（瀬、三津、福井、西桂見等）の農業者で組織する団体
交付要件	湖山池周辺（瀬、三津、福井、西桂見等）の農業者で組織する団体及び集落営農組織。
対象経費	農地排水不良対策費用
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 平成24年度の湖山池汽水化に伴い、水稻作営農を畑作営農等へ転換した湖山池周辺農業者に対し、県と連携して補助を行っている。 2-8 令和13年度事業完了予定。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	令和13年度に補助対象事業完了予定。

鳥取市補助金カルテ

NO.	231	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8303
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	イノシシ等被害防止対策事業補助金（有害鳥獣侵入被害防止柵設置事業）				
概要	イノシシなどの野生鳥獣による農作物被害に対応するため、集落や団体等で電気柵、ワイヤーメッシュ柵などの侵入防止対策等に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥獣被害防止特別措置法				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業総務費	
歳出事業名	野生鳥獣被害防止事業費					
R 7 予算	10,134千円					
R 7 予算 積算根拠	・ワイヤーメッシュワ(1.2) 7,680m×1,145円×2/3 ・ワイヤーメッシュ(2.0) 200m×1,925円×2/3 ・電気柵2段 5,367m×390円×2/3 ・電気柵3段 3,892m×585円×2/3 ・電気柵5段 1,200m×975円×2/3 ・テグス 4,820m×100円×2/3			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	24	4,488
				R 5	42	7,129
				R 4	45	7,251
				R 3	50	8,003
補助率・補助額		3分の2		上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	農業者等で組織する団体、イノシシ等被害対策協議会、認定農業者、認定新規就農者等				
交付要件	侵入防止柵を新規に整備するため又は既存柵の機能の向上や設置範囲の拡大等の改善を行うために要する経費で、資材の購入費又は市が設定する価格の額のいずれか低い額であること。侵入防止柵とは、電気柵、ワイヤーメッシュ柵、金網柵、防鳥網、テグスのいずれかのもの及び、ワイヤーメッシュ柵（又は金網柵）と電気柵（又は網）による複合柵とする。				
対象経費	侵入防止柵に必要な物品費。（設置のために使用する道具費は除く）				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 県間接補助であり、鳥獣被害の減少に向けて必要な支援であるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	232	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8303
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	イノシシ等被害防止対策事業補助金（鳥取市鳥獣害対策協議会支援事業）				
概要	イノシシなどの野生鳥獣による農作物被害に対応するため、鳥取市鳥獣害対策協議会が行う鳥獣被害防止総合対策交付金の整備事業及び推進事業に要する経費等を補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業総務費															
歳出事業名	野生鳥獣被害防止事業費																			
R 7 予算	658千円																			
R 7 予算 積算根拠	・ 運営費等 30千円 （ 2基） 128千円 ・ 捕獲器(28基) 300千円 ・ 鳥獣システム 200千円 ・ 捕獲器			<table><tr><td>過去実績</td><td>件数</td><td>決算額 (千円)</td></tr><tr><td>R 6 (見込)</td><td>1</td><td>309</td></tr><tr><td>R 5</td><td>1</td><td>277</td></tr><tr><td>R 4</td><td>1</td><td>898</td></tr><tr><td>R 3</td><td>1</td><td>2,319</td></tr></table>		過去実績	件数	決算額 (千円)	R 6 (見込)	1	309	R 5	1	277	R 4	1	898	R 3	1	2,319
過去実績	件数	決算額 (千円)																		
R 6 (見込)	1	309																		
R 5	1	277																		
R 4	1	898																		
R 3	1	2,319																		
補助率・補助額	3分の1以下、2分の1以上			上限額	設定なし															
特定財源	国費																			

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市鳥獣害対策協議会
交付要件	鳥獣被害防止総合対策交付金の交付要件を満たした事業を実施するため、国の交付金、自己負担を除く必要と認められる経費
対象経費	鳥獣被害防止総合支援事業（国事業）の整備事業及び推進事業に要する経費、協議会の運営事務費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	○
運営費に占める 補助金の割合	5.8%
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 鳥獣被害の減少に向けて必要な支援であるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-2 鳥取市鳥獣害対策協議会規約第5条による。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	233	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8303
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	イノシシ等被害防止対策事業補助金（有害鳥獣捕獲担い手育成事業）				
概要	イノシシなどの野生鳥獣による農作物被害に対応するため、新規に散弾銃の鉄砲所持許可及び第1種狩猟免許の取得に要する経費又は初回の第1種狩猟免許更新に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥獣被害防止特別措置法				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業総務費	
歳出事業名	野生鳥獣被害防止事業費					
R 7 予算	195千円					
R 7 予算 積算根拠	2人×97,482円（鉄砲所持許可・第1種免許取得新規）			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	2	195
				R 5	0	0
				R 4	0	0
				R 3	0	0
補助率・補助額		10分の10		上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源、基金繰入のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鉄砲所持許可及び第1種狩猟免許取得者				
交付要件	・新規に散弾銃の銃砲所持許可及び第1種狩猟免許を取得した者 ・鳥獣捕獲業務（有害鳥獣捕獲）に従事する第1種狩猟免許取得者のうち、初めて第1種狩猟免許を取得した日から起算して2回目までの更新を行う者				
対象経費	免許取得に要した経費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				2
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 鳥獣被害の減少に向けて必要な支援であるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	234	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8303
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	イノシシ等被害防止対策事業補助金（有害鳥獣捕獲技術向上対策事業）				
概要	イノシシなどの野生鳥獣による農作物被害に対応するため、狩猟者の鉄砲所持許可の更新及び射撃練習等に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥獣被害防止特別措置法				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業総務費	
歳出事業名	野生鳥獣被害防止事業費					
R 7 予算	938千円					
R 7 予算 積算根拠	・鉄砲所持許可更新 散弾銃 3人×6,100円（単県1/2：上限3,000円）、ライフル 2人×10,700円 ・射撃練習 125人×7,190円（単県1/3：上限5,000円）			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	10	939
				R 5	10	1,119
				R 4	9	945
				R 3	8	505
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥獣捕獲業務（有害鳥獣捕獲）に従事する第1種狩猟免許取得者及びこれらで組織する団体						
交付要件	・銃砲所持許可の更新に要する経費について、実支出額又は市が設定する価格の額のいずれか低い額であること。 ・射撃練習及び射撃講習会を実施するために要する経費について、実支出額又は市が設定する価格の額のいずれか低い額であること。						
対象経費	射撃場での射撃練習に係る経費（弾代、射撃場使用料）						
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。						
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。						

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 県間接補助であり、鳥獣被害の減少に向けて必要な支援であるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	235	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8303
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	イノシシ等被害防止対策事業補助金（有害鳥獣被害対策事業）				
概要	野生鳥獣による被害に対応するため、周辺環境改善に要する経費等(営巣木伐採経費等)を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥獣被害防止特別措置法				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業総務費	
歳出事業名	野生鳥獣被害防止事業費					
R 7 予算	150千円					
R 7 予算 積算根拠	1箇所×300,000円×1/2			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	0	0
				R 5	1	150
				R 4	1	150
				R 3	1	150
補助率・補助額	2分の1			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった団体等
交付要件	農業協同組合、農業者で組織する団体、鳥獣による被害を受けている自治会の長又は住民の代表者
対象経費	周辺環境を改善するために要する経費(営巣木伐採経費等)
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				2
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	4-1 上限額での交付が複数年続いているため。

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	236	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8303
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	イノシシ等被害防止対策事業補助金（網・わな猟免許取得事業）				
概要	イノシシなどの野生鳥獣による農作物被害に対応するため、新規に網・わな猟免許の取得に要する経費又は初回の網・わな猟免許更新に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥獣被害防止特別措置法				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業総務費	
歳出事業名	野生鳥獣被害防止事業費					
R 7 予算	206千円					
R 7 予算 積算根拠	・新規 8名×16,400円（うち単県対象6,000円の1/3） ・更新 5名×14,900円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	4	66
				R 5	0	0
				R 4	3	11
				R 3	1	17
補助率・補助額		10分の10		上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	イノシシ等被害対策協議会						
交付要件	協議会の推薦を受け、協議会から申請が出た者						
対象経費	網・わな免許取得に係る市が設定した内容の経費						
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。						
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。						

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 県間接補助であり、鳥獣被害の減少に向けた支援が必要であるため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	237	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8303
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市クマよけ鈴等購入補助金				
概要	鳥取市自治連合会に加盟している町内会の住民に対し、クマよけ鈴等の購入に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律				
創設年度	H23	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	林産業費	目	林業総務費	
歳出事業名	クマ対策事業費					
R 7 予算	20千円					
R 7 予算 積算根拠	クマ鈴 8個×2,400円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	0	0
				R 5	0	0
				R 4	0	0
				R 3	0	0
補助率・補助額	定額			上限額	2千円	
特定財源	国費, 県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	町内会等
交付要件	鳥取市自治会連合会に加盟している住民組織である町内会の住民とする。ただし、ツキノワグマの目撃情報等があった町内会の住民で、小中学生を除いたものに限る。
対象経費	クマよけ鈴等の購入のための消耗品費
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	証拠帳票等

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 上限額を設定している。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	238	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市畜産経営緊急支援事業費補助金				
概要	飼料価格や資材・燃料代などが高騰しているため、市内畜産農家に対し緊急的に飼料代の高騰部に対して支援を行う。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	R7	終期	R7年度末で廃止		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	畜産業費	
歳出事業名	畜産経営緊急支援事業費（重点支援地方交付金）					
R 7 予算	23,704千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 7 予算 積算根拠	・肉用牛 牛マルキン制度の補填拡充支援 3,152千円 (1/4) ・肉用豚 豚マルキン制度の補填拡充支援 245千 円(1/4) ・乳牛 高騰配合飼料代支援 17,885千円(1/4) ・肉用鶏 高騰配合飼料代支援 91千円(1/6) ・採卵鶏 高騰配合飼料代支援 1,331千円(市1/6) ・繁殖牛 和子 牛飼料緊急支援 1,000千円(定額)			R 6 (見込)	10	23,870
				R 5	0	0
				R 4	0	0
				R 3	0	0
				補助率・補助額	4分の1、6分の1	
特定財源	国費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取いなば農業協同組合ほか				
交付要件	鳥取市内の畜産農家、法人、農業協同組合				
対象経費	飼料費				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	239	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8305
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市農地賃借料補助金				
概要	認定新規就農者の農地賃借料に対する補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H19	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業総務費	
歳出事業名	新規就農営農支援事業費					
R 7 予算	518千円					
R 7 予算 積算根拠	対象経費 518千円（4人分）			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	4	406
				R 5	4	561
				R 4	5	516
				R 3	7	467
補助率・補助額		10分の10		上限額	設定なし	
特定財源	なし（一般財源、基金繰入のみ）					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人				
交付要件	設定期間を3年以上とする賃借権を設定し、農地を借り入れていること。認定新規就農者であること。				
対象経費	農地賃借料				
精算方法	事業完了後に申請するため、精算なし（申請時に実績等を確認）。				
実績確認	補助金交付申請書とともに提出された書類等で確認。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	×
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				4
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-3 事業完了後に提出される申請書類に添付されている。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	240	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8305
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市経営開始資金事業費補助金				
概要	就農後の経営安定、定着促進のため、就農時50歳未満の認定新規就農者に対し就農後最長3年間資金を交付。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	R4	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業総務費	
歳出事業名	新規就農営農支援事業費					
R 7 予算	2,250千円					
R 7 予算 積算根拠	・継続 1人×750千円（国10/10） ・新規 1人×1,500千円（国10/10）			過去実績	件数	決算額 （千円）
				R 6 （見込）	3	4,500
				R 5	3	3,750
				R 4	2	3,000
				R 3	0	0
補助率・補助額		年1,500千円		上限額	1,500千円	
特定財源	国費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	認定新規就農者。独立・自営就農時の年齢が、原則として50歳未満であること。独立・自営就農であること。主要な農業機械及び施設を補助対象者が所有し、又は借りていること。生産物や生産資材等を補助対象者の名義で出荷・取引すること。等
対象経費	就農初期に係る運転資金、基盤整備費及び生活費等
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	×
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-3 事業実施内容がわかる書類等で確認している。 2-6 年間150万円の定額交付のため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	241	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8305
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	親元就農促進支援交付金				
概要	認定農業者等の後継者が、親元での経営に従事しながら研修を行う場合に交付金を交付。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H26	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業総務費	
歳出事業名	新規就農推進事業費					
R 7 予算	3,600千円					
R 7 予算 積算根拠	・継続分 月100千円×12か月×2人 ・新規分 月100千円×12か月×1人			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	3	2,600
				R 5	2	2,400
				R 4	2	1,700
				R 3	5	4,100
補助率・補助額		月100千円		上限額	1,200千円	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	親元就農促進支援交付金：農業経営主が認定農業者等に位置づけられていること。研修生が農業経営主の3親等内であること等。
対象経費	研修に係る経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	242	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市鳥取柿ぶどう等生産振興事業費補助金				
概要	柿をはじめとした果樹の生産基盤の整備に必要な資材、果樹園整備、機械導入等に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H26	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費	
歳出事業名	果樹振興対策事業費					
R 7 予算	6,410千円					
R 7 予算 積算根拠	梨 ・防風施設 650千円×1/2(県) ・かん水施設 500千円×1/2(県) ぶどう ・新植 200千円×1/2(県) ・かん水施設 534千円×1/3(県) ・果樹棚 5,000千円×1/3(県)、1,300千円×1/2(県) ・ハウス 5,800千円×1/2(県) ・防風施設 850千円×1/3(県) ・育成奨励金 94千円/10a×6a(県1/2,市1/2)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	10	3,486
				R 5	7	6,045
				R 4	3	2,289
				R 3	4	5,468
補助率・補助額	6分の1～4分の3			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人、法人				
交付要件	農業協同組合、生産組織、鳥取県農業農村担い手育成機構、認定農業者、産地計画に定められた者				
対象経費	果樹園整備に係る経費等				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 県補助要綱により補助率が定められているため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	243	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	地域特産品振興対策事業補助金				
概要	鳥取いなば農業協同組合を經由して出荷される特産品(振興作物等)の出荷に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画(施策2104)農林水産業の成長産業化				
創設年度	H8	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費	
歳出事業名	農産物生産振興対策等総合支援事業費					
R 7 予算	2,143千円					
R 7 予算 積算根拠	・ ブロッコリー（10件）40円/kg×5,000kg=200千円 ・ アスパラガス（28件）80円/kg×24,000kg=1,920千円 ・ 生姜（9件）5円/kg×4,600kg=23千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	3	1,927
				R 5	1	2,050
				R 4	3	2,070
				R 3	3	2,106
補助率・補助額	品目により補助単価を設定			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取いなば農業協同組合ほか農業者				
交付要件	地域特産品振興対策事業 市の振興作物の出荷に要する経費				
対象経費	振興作物の出荷に要する経費。				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の事業実施内容が判別できる資料や領収書等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	244	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8305
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市指導農業士活動支援事業費補助金				
概要	鳥取地区農業士会の活動費補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H20	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業構造改善事業費	
歳出事業名	農業振興団体活動支援事業費					
R7予算	120千円					
R7予算 積算根拠	鳥取地区農業士会に所属する指導農業士の人数 12人×10千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	4	465
				R5	4	303
				R4	3	280
				R3	4	192
補助率・補助額	指導農業士1人あたり10千円			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取地区農業士会
交付要件	本補助金の交付の対象となる者は、指導農業士が構成する鳥取地区農業士会とする。
対象経費	研修等活動費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	×
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-3 事業内容が判別できる資料等で確認している。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	245	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8305
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	認定農業者組織支援補助金				
概要	認定農業者等で組織される協議会等の活動費補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H17	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業構造改善事業費
歳出事業名	農業振興団体活動支援事業費				
R 7 予算	287千円				
R 7 予算 積算根拠	・ 鳥取市認定農業者協議会 474千円×1/2 ・ 気高町担い手農業者連絡協議会 100千円×1/2				
補助率・補助額	2分の1				
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)				

過去実績	件数	決算額 (千円)
R 6 (見込)	1	110
R 5	1	144
R 4	1	156
R 3	1	57
上限額	設定なし	

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市認定農業者協議会、気高町担い手農業者協議会				
交付要件	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条の規定に基づき本市の農業経営改善計画の認定を受けた農業者等で組織される認定農業者等組織。				
対象経費	会議費、研修費、先進地視察費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	×
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				2
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	鳥取市認定農業者協議会規則第11条に規定されている

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	246	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8305
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市農地流動化加速的推進事業助成金				
概要	農地中間管理事業を活用し、新たに農地を賃借した認定農業者に対する助成。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H6	終期	R8年度までに効果検証のうえ継続の有無を検討		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業構造改善事業費	
歳出事業名	農地集積等対策事業費					
R 7 予算	3,380千円					
R 7 予算 積算根拠	対象面積33.8ha×交付単価10,000円/10a			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	16	3,118
				R 5	51	7,200
				R 4	25	3,874
				R 3	27	3,668
補助率・補助額		10,000円/10a		上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった認定農業者
交付要件	補助金を受けようとする年度の前年度の1月1日から補助金を受けようとする年度の12月31日までの間に公告された、農地中間管理事業により新たに設定された賃借権で、かつ、存続期間が4年11か月以上のもの。
対象経費	農地賃借面積に基づき算出した額を交付。補助対象経費の指定なし。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	農地台帳により貸借状況を確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	×
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				5
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-3 農地台帳より確認している。 2-5～2-7 面積あたりの単価で交付している。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	247	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市生産基盤等復旧支援事業費補助金				
概要	令和5年台風第7号または、令和5年7月大雨により被害を受けた農業者の営農継続に向けた経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	R6	終期	R7年度末で廃止		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費	
歳出事業名	令和5年台風第7号災害からの営農再開支援事業費					
R7予算	750千円					
R7予算 積算根拠	被災農機等導入支援 1,500千円×1/2			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	2	47
				R5	0	0
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額	2分の1			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	農業者、農業法人、集落営農組織、任意組織
交付要件	令和5年台風第7号で被害を受けた農業者等
対象経費	台風被害で失われた農業機械等及び格納庫の再整備に要する経費。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				0
評価対象項目数				12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	248	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8305
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市経営発展支援事業費補助金				
概要	経営発展に向けた機械・施設の導入等に対する支援を行う。補助率1/2（県1/3、市1/6）、補助対象事業費上限1,000万円（経営開始資金を受け取る者は500万円）。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	R6	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業総務費	
歳出事業名	新規就農営農支援事業費					
R 7 予算	3,750千円					
R 7 予算 積算根拠	事業費上限 5,000千円 * 補助率 3/4 （対象者1人）			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	0	0
				R 5	0	0
				R 4	0	0
				R 3	0	0
補助率・補助額		4分の3		上限額	3,750千円	
特定財源	国費, 県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった認定新規就農者
交付要件	独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満。主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。等
対象経費	機械・施設
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告の際、領収書等の添付をもって確認。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				2
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 国の補助要綱で補助率が設定されているため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	249	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8305
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市就農応援交付金				
概要	新規就農者の経営が早期に安定し、これらの者が本市の農業の担い手として定着することを目的とし、補助事業者が間接補助事業者に交付する就農初期に係る運転資金、基盤整備費及び生活費等に活用できる交付金を交付。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H22	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業総務費	
歳出事業名	新規就農営農支援事業費					
R 7 予算	1,200千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
R 7 予算 積算根拠	新規1人 100千円*12月			R 6 (見込)	0	0
				R 5	0	0
				R 4	0	0
				R 3	0	0
				補助率・補助額		
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人				
交付要件	就農後3年以内の者であること。認定新規就農者。農業経営改善計画の認定を受けていない者であること。複式簿記による記帳を行う者であること。経営開始資金の交付対象者の採択要件を満たさない者であること。等				
対象経費	就農初期に係る運転資金、基盤整備費及び生活費等				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	×
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	4
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-3 事業実施内容が判別できる書類等で確認している。 2-6 年間120万円の定額交付のため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	250	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市経営所得安定対策等推進事業費補助金				
概要	経営所得安定対策等の実施に必要な活動等のうち、現場における推進活動や要件確認等に必要な経費を補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	R5	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費	
歳出事業名	経営所得安定対策推進事業費					
R7予算	8,046千円					
R7予算 積算根拠	対象事業費 8,046千円×10/10			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	7,381
				R5	1	7,547
				R4	1	7,705
				R3	1	7,423
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	国費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市農業再生協議会
交付要件	鳥取市農業再生協議会
対象経費	経営所得安定対策等の推進に要する経費、畑作物産地形成促進事業の実施に必要な活動に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	○	人件費	○	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	78.8%	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	5
			評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助対象経費に人件費が含まれている。補助率が1/2以上であり上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	251	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市果樹カメムシ被害対策事業補助金				
概要	果樹カメムシ類による農業被害に対する取組について支援するもの				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	R7	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費	
歳出事業名	果樹振興対策事業費					
R 7 予算	10,535千円					
R 7 予算 積算根拠	・多目的防災網への更新 7,340千円×1/2 ・網掛け(梨) 9,663千円×1/2、2,600千円×2/3 ・網掛け(柿) 600千円×1/2			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	0	0
				R 5	0	0
				R 4	0	0
				R 3	0	0
補助率・補助額	3分の2、2分の1			上限額	設定なし	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人、法人				
交付要件	農業協同組合、生産組織、農業公社、認定農業者、認定農業者に準ずる者、果樹産地構造改革計画（産地計画）において担い手と定められた者				
対象経費	網掛け施設の整備に係る経費等				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-5 県補助要綱により補助率が定められているため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	252	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市温暖化対策に係る新品目等チャレンジ実証事業費補助金				
概要	温暖化により市内でも新たに栽培できる可能性のある品目等を導入するため、再エネを活用した栽培実証事業を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	R5	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業振興費
歳出事業名	温暖化対策に係る新品目等チャレンジ実証事業費				
R 7 予算	1,000千円				
R 7 予算 積算根拠	対象事業費 1,500千円×2/3 県1/3 市1/3 事業者1/3				
	過去実績	件数	決算額 (千円)		
	R 6 (見込)	0	0		
	R 5	0	0		
	R 4	0	0		
R 3	0	0			
補助率・補助額	3分の2			上限額	1,000千円
特定財源	県費				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	農業者、農業法人等
交付要件	販売を目的とした実証事業を行う者であること
対象経費	温暖化に適応した新品目等を導入するための実証に要する経費（種苗費、肥料費、燃料費、旅費、事務等経費、その他生産資材費等）
精算方法	同一年度内に実績報告、額確定、精算、返還完了
実績確認	実績報告時、収支決算書及び領収書等信憑書類提出あり

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	×
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	×
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	×
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				6
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	253	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8304
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市畜産暑熱対策事業費補助金				
概要	牛舎や豚舎の暑熱対策に対して支援し、暑熱ストレスによる生産性低下を防ぐことで、畜産経営の維持・継続を図る。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	R7	終期	R8年度末で廃止		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	畜産業費	
歳出事業名	鳥取市畜産暑熱対策事業費					
R7予算	1,095千円					
R7予算 積算根拠	対象事業費 6,570千円×1/6			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	0	0
				R5	0	0
				R4	0	0
				R3	0	0
補助率・補助額	6分の1			上限額	2,500千円	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった法人等				
交付要件	畜産事業者				
対象経費	県内に所在する鶏舎の暑熱対策に資する整備（二重屋根、遮熱塗料塗布、換気扇 等）に要する経費。				
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	254	担当課	農政企画課	外線	0857-30-8305
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市集落営農体制強化支援事業費補助金				
概要	集落営農組織の機械・施設等の導入に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策2104）農林水産業の成長産業化				
創設年度	H20	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	農林水産業費	項	農業費	目	農業構造改善事業費	
歳出事業名	集落営農体制強化支援事業補助金					
R 7 予算	8,541千円					
R 7 予算 積算根拠	機械整備費支援 17,082千円×1/2			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R 6 (見込)	0	0
				R 5	2	5,295
				R 4	2	1,865
				R 3	1	1,065
補助率・補助額		2 分の 1		上限額	18,000千円	
特定財源	県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	集落営農組織				
交付要件	・組織の規約を定めていること ・集落営農ビジョンを定めていること ・人・農地プラン又は地域計画に位置付けられている又は位置づけられること確実なこと				
対象経費	機械・施設整備費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。				

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
意見	-